福島イノベーション・コースト構想パンフレット等制作事業委託募集要領

１　目的

　　　この要領は、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「機構」という。）が実施する「福島イノベーション・コースト構想パンフレット等制作事業」において、公募型プロポーザル方式により事業受託候補者を選定する際の手続きについて、必要な事項を定めるもの。

２　委託事業概要

（１）事業名

福島イノベーション・コースト構想パンフレット等制作事業

（２）事業委託者の選択方法

公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）

（３）委託予定期間

委託契約締結の日から令和５年３月１７日（金）まで

（４）委託事業の内容

「福島イノベーション・コースト構想パンフレット等制作事業委託仕様書」のとおり

３　委託契約上限額

　　５，６６０，０００円（消費税及び地方消費税の額を含む）

　　この上限額以下の金額で委託事業を受注し、確実に実施可能な提案を行うこと。

　　見積書作成に当たっての消費税は10％で算定すること。

４　スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 質問書の提出期限 | 令和４年　７月２７日（水） |
| 質問書の回答 | 令和４年　８月　２日（火） |
| 参加表明書提出期限 | 令和４年　８月１０日（水）　17:00 |
| 企画提案書提出期限 | 令和４年　８月２２日（月）　17:00 |
| 審査日（プレゼンテーション） | 令和４年　８月２６日（金）　※予定 |
| 審査結果通知日 | 令和４年　９月　１日（木）　※予定 |
| 契約締結日 | 令和４年　９月 上旬 　※予定 |

５　参加資格等

　　プロポーザルに参加する者は、以下の要件をいずれも満たす者とする。

（１）本委託の事業遂行能力を有する者（過去に本委託に類似する事業を実施した実績を有する者）であること。

（２）提案資料の受付期間において、福島県が行う工事もしくは製造請負、庁舎維持管理業務委託、物品の買入れ又は修繕契約の入札について、指名停止措置を受けていない者であること。

（３）提案資料の受付期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更正法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

（４）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下これらを「暴力団員等」という。）でないこと。

（５）次のいずれにも該当しない者であること。

ア　暴力団、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

イ　暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

ウ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

エ　暴力団員等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

オ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

（６）宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

６　募集要領及び各種様式等の交付

　　募集要領及び各種様式等の電子データは、機構のホームページから取得できる。

URL：https:// fipo.or.jp/

７　質問等の受付

（１）受付期間

　　 「４　スケジュール」で定める期間内とする。

（２）提出方法

　　　質問書（様式第1号）により、機構宛てに電子メールまたはファックスで提出の上

必ず電話にて送付した旨を連絡すること。なお、書面以外による質問の受付は行わ

ない。

（３）回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、機構のホームページに「４.スケジュール」で定める期限内に公表する。

尚、個別の回答は行わない。

８　参加表明書の提出期限及び提出方法

（１）提出期限

　　 「４　スケジュール」で定める期間内とする。

（２）提出方法

　　　事務局まで下記について指定部数を持参又は郵送すること（郵送による場合、提出期限内必着とする）。

ア　参加表明書（様式第２号）（正本1部）

イ　会社の概要や実施業務分野が記載されたパンフレット等（5部）

ウ　主な受託業務実績一覧表（任意様式）（5部）

エ　ウの業務内容がわかる契約書等の写し（参加資格を満たしていることが契約書の内容

だけでは確認できない場合は、確認できるだけの書類（仕様書や報告書（該当部分の抜

粋で可）の写し）（１部）

オ　暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書及び役員一覧

（様式第３号、様式第４号）正本１部

９　提案書等の提出期限及び提出方法

（１）提出期限

　　 「４　スケジュール」で定める期間内とする。

（２）提出方法

事務局まで下記について指定部数を持参又は郵送すること（郵送による場合、提出期限内必着とする）。

　ア　提案書（様式任意）（Ａ４・カラー両面印刷・１６ページ程度（表紙含む））

正本１部　副本４部

　イ　参考見積書（様式任意）（事業の各項目に対応した内訳を詳細に記載すること）

　　　正本１部　副本４部

（３）提案の内容

原則として、事業者の特長を活かした自由提案とするが、「福島イノベーション・コースト構想パンフレット等制作事業委託仕様書」及び下記ア～エの内容を盛り込み、委託契約上限額以内に収まるように積算し提案すること。

ア　福島イノベーション・コースト構想及び本事業に対する考え方

イ　パンフレット、福島イノベ拠点マップのデザインイメージ

ウ　作業スケジュール

エ　事業実施体制、進行管理方法

10　提案書の無効

次の各号の一つ以上に該当する場合、参加表明書及び提案書（以下提案書等）は無効と

しプロポーザルに参加できないものとする。

（１）提出者が上記５に定める参加資格等を満たしていない場合。

（２）同一の者が２つ以上の提案書を提出した場合。

（３）提案書等の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。

尚、提出期限の日までに提案書等が到着しないことを理由に提案書等を無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達の記録を有さない者からの異議は受け付けない。

（４）虚偽の内容が記載されている場合。

（５）委託契約上限額の範囲内に収まっていない場合、提示した事業内容と大きくかけ離れている場合、又は提案内容に対して見積書が不適切な場合。

（６）提案書等の提出から契約までの間に、提案書で提示した事業実施体制に記載した担当者が本事業に携わることが困難になった場合。ただし、病気、事故、退職等、やむを得ない事情がある場合を除く。

11　提案書等の取扱い

提出された提案書等の取扱いは、次の各号による。

（１）提出された提案書等は返却しない。

（２）提案書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

（３）提出された提案書等は、審査及び説明を目的として、その写しを作成し使用することができるものとする。

（４）提出された提案書等は、提出者の情報保護の観点から、原則として非開示とする。ただし、提出書類に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することもある。なお、開示する際は、提案書等の写しを作成し、使用することができるものとする。

（５）提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

12　選定方針

1. 選定方式

事業受託者の選定は、別途設置する「福島イノベーション・コースト構想パンフレット等制作事業委託」プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」）」が行うものとする。審査委員会は、提案書・プレゼンテーション等の内容を総合的に評価し、事業受託予定者（随意契約の予定者）を選定する。

なお、提出状況によって審査スケジュールが変更になる場合がある。

（２）プロポーザル審査

提出のあった提案書等についてプレゼンテーションを受け、最も優れた提案者を選定する。

ア　日時：上記「４ スケジュール」のとおり

イ　場所：福島イノベーション・コースト構想推進機構

機構内会議室（福島市中町１番19号 中町ビル６階）（予定）

ウ　概要

・１社あたりの出席者は２名以内とする。

・１提案者あたりの時間は、25分程度とする。

※15分以内のプレゼンテーション、10分程度の質疑応答

・プレゼンテーションに使用する資料は、提案書と同じ内容とし、追加の資料の配付　は認めない。

・審査の結果、上位複数社が同評価であった場合は、参考見積額が低価格で提案した　者に決定する。

・審査結果は、プレゼンテーション審査に参加した全社に対して書面にて通知する。

・審査結果に対する異議申し立て、質問等は一切受け付けない。

（３）審査基準

審査基準は次のとおりとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 審査項目 | | 評価の視点 | | 配点 |
| 事業遂行能力等 | | | | 30点 |
|  | 事業体制 | ◎事業を実施する上で十分な人員体制・実施体制であるか。  〇事業に取り組む姿勢に意欲が見られるか。 | 10点 |
| スケジュール | ◎事業を円滑・効果的に実施できるスケジュールであるか。 | 10点 |
| 事業実績 | ◎本委託と類似の事業の受注実績があるか。  〇知識、ノウハウ、経験等を十分に活かせることが期待できるか。  〇会社としての信頼性はあるか。 | 10点 |
| 企画提案内容 | | | | 70点 |
|  | 事業理解 | ◎本委託の目的や事業内容を理解しているか。  ○福島イノベーション・コースト構想について十分に理解しているか。  〇仕様書の内容を的確に踏まえているか。 | 10点 |
| 企画性 | ◎提案されたパンフレット等のコンセプトやアピールポイントは的確か。  〇事業の目的を達成するために最適な企画となってい  るか。 | 10点 |
| 〇提案された企画は魅力的でターゲットを引き付けるものか。 | 10点 |
| ○提案された企画は訴求力が高く効率的でターゲットを十分確保するものか。 | 10点 |
| 計画性 | ◎具体的で実現性の高い提案となっているか。 | 10点 |
| 独創性 | ◎仕様書に記載された内容以外に事業の効果を高める独創的な提案が組み込まれているか。  ○事業趣旨に沿った提案であるか。 | 10点 |
| 事業経費 | ◎事業経費（内容・単価等）は適正であるか。  ○提案内容と積算との整合性はあるか。 | 10点 |
| 合　　計 | | |  | 100点 |

（４）評価方法

　　　審査項目ごとに評価点を付す。評価基準は次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 点　　　数 | 評　　　価 |
| ５ | 優れている |
| ４ | やや優れている |
| ３ | 普通 |
| ２ | やや劣る |
| １ | 劣る |

13　事業の契約

審査委員会が選定した最も適した提案書提出者と、機構財務規程に基づき契約交渉を行うが、上記「９　提案書の無効」の無効条項等に該当する場合（提案書等の提出から契約までの間に該当することになった場合を含む。）は、その者とは契約の締結は行わない。なお、この場合は、次点の者を候補者とする。

14　その他

（１）企画提案のあった規模を下回ることはできない。実現可能な提案とすること。

（２）提案書に基づく履行ができなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償、契約解除、

違約金などの措置を行う場合がある。

15　問い合わせ先

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構

福島オフィス　交流促進部　交流促進課　　　担当：菅井

〒960-8043　福島市中町１番１９号　中町ビル６階

TEL：024-581-6893　FAX：024-581-6898

E-mail：kouryuu-sokushin@fipo.or.jp